

(公印省略)
健長第329-1号
令和8年4月13日

群馬県医師会長 様
各郡市医師会長 様
群馬県病院協会長 様

群馬県健康福祉部
健康長寿社会づくり推進課長 廣田 奈々

「全国がん登録届出マニュアル」、「全国がん登録情報の利用マニュアル」
の改訂について（通知）

日頃より、本県の保健福祉行政の推進に、格別な御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）において、病院又は指定された診療所（以下「病院等」という。）の管理者は、当該病院等における初回の診断を行った原発性のがんに関する届出対象情報を、都道府県知事に届け出ることとなっており、届出対象情報を基に全国がん登録データベースに記録された情報について、全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの匿名化された情報を利用することができます。

これまで、「全国がん登録 届出マニュアル2025」（以下「旧届出マニュアル」という。）及び「全国がん登録 情報の利用マニュアル 第1版」（以下「旧利用マニュアル」という。）等に基づき、届出及び情報の利用を行っていただいております。

今般、旧届出マニュアルが「全国がん登録 届出マニュアル2026」（以下「新届出マニュアル」という。）、旧利用マニュアルが「全国がん登録 情報の利用マニュアル 第2版」（以下「新利用マニュアル」という。）へ改訂され、下記ホームページで提供が開始されましたので通知します。

下記の各種新マニュアルを参照し、引き続き罹患情報等の適切な届出及び情報の利用を行っていただくようお願いいたします。

記

・新届出マニュアルの URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001684582.pdf>



・新利用マニュアルの URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001684588.pdf>



※各マニュアルの新旧対照表につきましては、別添を御覧ください。

担当：がん対策推進係 松島
電話：027-226-2619
Mail：ma-ta@pref.gunma.lg.jp